

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	収入額	備 考
助 成 金	2,066,000	※支出の部の助成欄の金額と一致させること。
自 己 資 金	1,344,000	※構成員毎の内訳を記載すること(○食品㈱844千円、△農園345千円)
借 入 金 等		※借入れをする構成員名、金融機関、時期を記載すること。
合 計	3,410,000	※全体事業費の合計額と一致させること。

2 支出の部

(単位:円)

区 分	項 目	助成対象経費	説 明 (注2)	
研究開発費	専門家謝金(支給金額/1.10で記載)(注3)	30,000	××大学××教授謝金(総支給額 33,000円)	
	専門家旅費(支給金額/1.10で記載)(注3)	3,000	××大学××教授謝金(総支給額 3,300円)	
	原材料費	737,000	◎◎品ほか(支出明細書参照)	
	工具器具費	100,000	☆☆工具一式(支出明細書参照)	
	機械装置費(注4)	2,000,000	◇試作機1,150千円、◆装置500千円、■測定器350千円	
	委託費(注5)	50,000	△△酸味測定委託	
	産業財産権等取得費(注6)	80,000	製造方法特許申請	
	小 計	3,000,000		
販路開拓費 (注7)	展示会会場費・出展費(注8)	100,000	展示会出展小間料	
	市場調査・技術コンサルタント料(注9)			
	広告宣伝費等(注10)			
	小 計	100,000		
合 計	3,100,000			
	消費税及び地方消費税(注11)	310,000		
	全体事業費(注12)	3,410,000		
	連携体負担等	1,344,000		
	助 成 金(注13)	2,066,000		

〔記載に当たっての注意事項〕

(注1)消費税及び地方消費税の欄以外は税抜価格を記載すること。

(注2)積算根拠等の概要を記入すること。また、各項目毎の詳細が分かる支出明細書(参考様式)を連携体構成員別で添付すること。

(注3)専門家謝金・旅費とは、指導・助言を受ける学識経験者等の外部専門家に対する謝金・旅費をいう。

なお、本経費についても支給額から消費税及び地方消費税相当額を控除しておくこと。

(注4)機械装置費とは、試作開発のための購入・製造・借入費で、それらに付随する軽微な据付費を含む。

(注5)委託費とは、加工、デザイン、試作、実験、設計、試験検査、システム開発の外注費をいう(成果が確認できるものに限る。)

(注6)産業財産権等取得費とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の取得に要する経費という。

(注7)研究開発を伴わない販路開拓費のみの申請は認めない。また、販路開拓費は、研究開発にフィードバックするものを指し、商品化時の営業活動は含まない。

(注8)展示会会場費・出展費とは、試作品等出展のための展示会等の会場費・出展料をいう。

(注9)市場調査・技術コンサルタント料は外注かつ成果が確認できるものに限る。

(注10)広告宣伝費等とは、試作品等のための広告媒体を活用した宣伝費、DVD・ホームページ作成費という(外注に限る。)

(注11)研究開発費(謝金・旅費含む。)、販路開拓費等の支出に伴う消費税及び地方消費税のことをいい、助成対象外経費である。

(注12)助成対象経費合計額+消費税及び地方消費税のことをいう。

(注13)助成対象経費の合計額の3分の2以内で千円未満を切り捨てた金額を記入すること。

(その他)

①全ての経費は、原則、契約書・請書(作成しない場合は発注書等)、納品書(外注委託等の場合は報告書等)、請求書、領収書(金融機関振込控、通帳)等で確認できるものが対象です(実績確認時提出要)。

②全ての経費は、助成金交付決定日から助成対象期間内に発注から納品・支払の終了を現物・書類等で確認できるものが対象です。

③助成対象経費で購入等する物品等を、生産への転用等を前提としている場合は認められません。また、助成対象経費によって商品を製造したり、販売することも認められません。

④助成対象経費に該当するものでも、審査等により対象経費から控除されることがあります。

⑤助成対象外経費(消費税及び地方消費税を除く。)で、事業に係る経費がある場合は内容がわかるものを別途添付(様式任意)すること。

⑥その他詳細は助成金の募集要項をご覧ください。